

所得税・復興特別所得税の確定申告

越谷税務署の確定申告会場は、2月13日(木)から、イオンレイクタウンに開設します(2月12日までは、越谷税務署庁舎内)。確定申告に関するお問い合わせは、**越谷税務署 ☎965・81111(自動音声案内まで)**

確定申告が必要な方

▼事業を営んでいる場合や不動産収入がある場合、土地や建物を買った場合などで、平成25年中の所得金額の合計額から、配偶者控除、扶養控除、基礎控除などの所得控除の合計額を差し引き、その金額を基に算出した税額が、配当控除および年末調整で控除を受けた住宅借入金等特別控除額の合計額を超える方

▼給与所得者で次のいずれかの要件に該当する方

- ・給与収入が2千万円を超える方
- ・2カ所以上から給与を受けている方
- ・給与所得の方で、給与所得や退職所得以外の所得が20万円を超える方
- ・同族会社の役員などで、その法人から貸付金の利子や不動産の賃貸料などを受けている方

※公的年金等を受給している方は、次のことにご留意ください。

《公的年金等所得者の方の申告手続不要制度について》

公的年金等の収入金額が400万円以下で、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の各種の所得金額が20万円以下である場合には、所得税等の確定申告は必要ありません(この場合であっても、所得税等の還

付を受けるためには、確定申告書を提出する必要があります。)

【注意】所得税等の確定申告を必要としない場合であっても医療費控除や生命保険料控除などがある方は、市県民税の申告が必要な場合があります。

確定申告すれば所得税等が還付される方

次のような場合は、確定申告書を提出することにより、源泉徴収された所得税等が還付されることがあります。

- ▼平成25年の途中で退職し、年末調整を受けなかった方
- ▼給与所得者で、次のような方
 - ・多額の医療費を支払った方
 - ・住宅ローンなどを利用して、平成25年中にマイホームを新築・購入または大規模な修繕もしくは増築をした方
 - ・災害や盗難などにあった方
 - ・一定の要件に該当する寄附金を支払った方

確定申告に必要なもの

市民税・県民税の申告に必要なものと同様です。2面の「申告に必要なもの」を参考にしてください。

なお、確定申告の内容によっては必要なものが異なる場合がありますので、越谷税務署までお問い合わせください。

また、還付申告の場合、還付金の振込先口座(本人)の口座番号の分かるものが必要です。

確定申告の提出方法

越谷税務署の「確定申告会場」(所得税等・消費税・贈与税)を、「イオンレイクタウンkaze(かぜ)」3階イオンホール」に開設します。

開設期間中、越谷税務署庁舎内での申告相談は実施していませんので、ご注意ください。

なお、土・日曜日の申告受付は行っていませんが、2月23日(日)、3月2日(日)に限りイオンレイクタウン会場で申告相談を実施します。

源泉徴収票などの添付書類の提出について

源泉徴収票など添付書類は、添付書類台紙に貼ってご提出ください。

■越谷税務署に申告をお願いします

■申告会場 イオンレイクタウンKaze(かぜ) 3階イオンホール

| 日程(開設期間) | 受付時間 |
|---|-----------|
| 2月13日(木)～3月17日(月) ※土・日曜日(2月23日・3月2日を除く)は行いません。 | 午前9時～午後4時 |
| 日曜受付 | |
| 2月23日(日) 3月2日(日) | |

※混雑状況などにより、受付終了時間を早める場合があります。
※確定申告書用紙の配布、申告相談、確定申告の受付および納税相談を行います(現金納付の窓口業務は行いません)。
※お車でお越しの場合は、イオンレイクタウンの駐車場(平日5時間無料)をご利用ください。

次の確定申告をする方は、市民税・県民税申告会場で受け付けができません。越谷税務署に申告をお願いします。

確定申告の提出方法

▼青色申告
▼所得税の住宅借入金等特別控除の還付申告
▼株、土地、建物などの譲渡所得の申告
▼平成25年から事業を始めた方の申告
▼事業所得(営業・農業)、不動産所得で収支内訳書ができていない方の申告
▼給与明細書(源泉徴収票のない方)による還付申告
▼雑損、寄附金(ふるさと納税)控除などの申告
▼利子所得、配当所得、損失、準確定申告など事例の少ない申告

市民税・県民税申告会場で受け付けできる簡易な確定申告

▼給与所得・公的年金等の源泉徴収票(原本)をお持ちで、次のいずれかの要件に該当する方

る方(修正申告・更正の請求などを除く)。

▼医療費控除を受ける方の還付申告

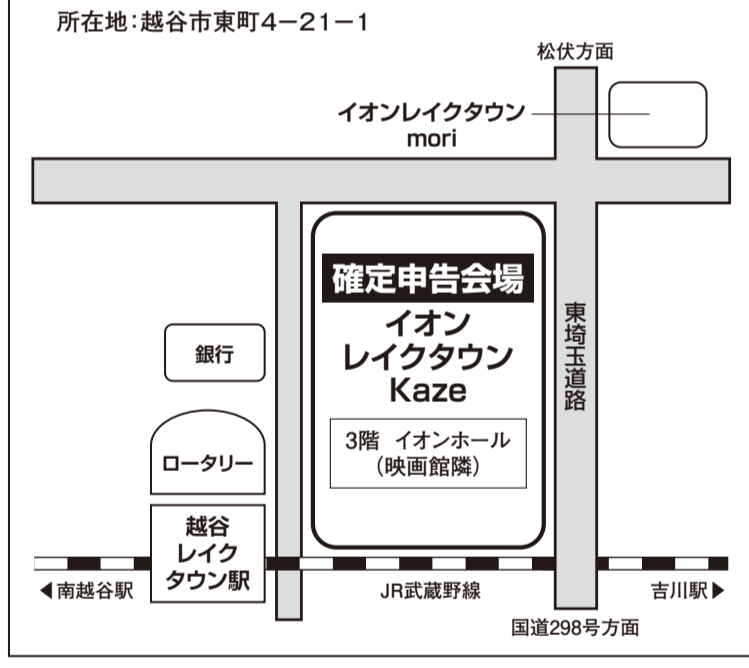
・領収書(原本)は医療機関ごとに集計し、必ず合計金額を計算してお持ちください。

▼平成25年の途中で退職などにより、年末調整を受けなかった方の申告
▼給与などを2カ所以上の会社から受けている方の申告
▼公的年金等を2カ所以上から受けている方の申告
▼給与所得と年金受給など2種類以上の収入があった方の申告

扶養や障害者控除などを追加する方の還付申告

▼一時所得があった方
▼白色申告で、事業所得(営業・農業)、不動産所得、雑所得などがあり、収支内訳書の記入・計算ができていない方

■イオンレイクタウンKaze(かぜ)案内図



国税庁ホームページの「確定申告書作成コーナー」

国税庁のホームページの「確定申告書作成コーナー」では、画面の案内に従って金額等を入力することで税額などが自動で計算され、確定申告書等を自動で作成できます。作成した確定申告書等は、印刷し税務署に郵送などによる提出や、「e-Tax(国税電子申告)」を利用して提出(送信)できます。

国税電子申告・納税システム(e-Tax)について

所得税および復興特別所得税・消費税および地方消費税・贈与税の申告書は国税庁のホームページの「確定申告書作成コーナー」を利用してe-Tax(国税電子申告・納税システム)へ送信できます(確定申告書等作成コーナーは「確定申告特集ページ」からご覧ください)。

所得税および復興特別所得税の確定申告期間中は、24時間いつでもe-Taxを利用可能です(メンテナンス時間を除きます)。

e-Taxをご利用いただく前に

- ①電子証明書を取得(費用がかかります)し、ICカードリーダーライタを購入します。
- ②開始届出書をe-Taxホームページの開始届出書作成・提出コーナーから所轄の税務署に送信します。
- ③e-Taxの初期登録(電子証明書の登録など)を行います。

※詳しくは、国税庁ホームページで確認するか越谷税務署にお問い合わせください。

復興特別所得税について

平成25年分～平成49年分については、所得税と併せて復興特別所得税の申告・納付をすることとされています。

復興特別所得税の額は各年分の基準所得税(原則として、その年分の所得税額)に2.1パーセントの税率を掛けて計算した額です。

納税は期限内に

確定申告による所得税等の納期限は3月17日(月)です。納期限までに金融機関または税務署で納付ください。確定申告書提出後に、納付書の送付や納税通知などによる納税のお知らせはありません。また、納付税額が30万円以下の場合には、越谷税務署窓口でバーコード付納付書の交付を受け、コンビニエンスストアで納付することができます。

振替納税を利用される方は、4月22日(火)に指定の口座から自動的に納付されます。